

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3666751

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	ADDRESS CHANGE
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
TSS LINK, INC	04/01/2014
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	TSS LINK, INC
Street Address:	3-46, OKINOHAMAHIGASHI, TOKUSHIMA-SHI
City:	TOKUSHIMA
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	8423766
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(562)594-4414
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	562-594-9784
Email:	curt@patentax.com
Correspondent Name:	CURT HARRINGTON
Address Line 1:	P.O. BOX 91719
Address Line 4:	LONG BEACH, CALIFORNIA 90809-1719
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	KIYO-55B
NAME OF SUBMITTER:	CURTIS L. HARRINGTON
SIGNATURE:	/CURT HARRINGTON/
DATE SIGNED:	12/20/2015
Total Attachments: 9	
source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page1.tif source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page2.tif source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page3.tif source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page4.tif source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page5.tif source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page6.tif source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page7.tif	

source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page8.tif

source=TransCertificate of All Historical Matters of TSS LINK-map#page9.tif

Certificate of All Historical Matters

TSS LINK, Inc.

3-46, Okinohamahigashi, Tokushima-shi

Corporate Registration Number: 0107-01-023497

Company Name	TSS LINK, Inc.
Head Office	3-46, Okinohamahigashi, Tokushima-shi
Method of Public Notice	publish in an official gazette
Date of Foundation	November 1, 1999
(Omitted)	

Reference Number: ア 860004

1/6

(Omitted)		
Items on Officers	Chief Executive Officer Mr. Kazutaka MURAGUCHI 5-17-16 Todoroki, Setagaya-ku, Tokyo	Reappointed on June 28, 2012
(Omitted)		

Reference Number: ア 860004

2/6

3/6~5/6 (Omitted)

Items on Registered Record	On April 1, 2014, Head Office relocated from 1-13-7, Nishigotanda, Shinagawa-ku, Tokyo Registered on April 8, 2014
-------------------------------	--

I hereby certify that this is a complete record of all unclosed entries listed in the register.

(Under the jurisdiction of The Tokushima District Legal Affairs Bureau)

April 17, 2014

The Shinjuku branch of the Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar Hiroyuki ISHI

6/6

履歴事項全部証明書

徳島市沖浜東三丁目46番地
株式会社ティエスエスリンク
会社法人等番号 0107-01-023497

商号	株式会社ティエスエスリンク
本店	徳島市沖浜東三丁目46番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成11年11月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータ、その周辺機器、通信機器及びそれらのハードウェア、ソフトウェア（データベースを含む）の開発、設計、製造販売、賃貸並びに輸出入業務 2. コンピュータ、その周辺機器、通信機器及びそれらのハードウェア、ソフトウェア（データベースを含む）の利用・導入・据付・調整・修理等に関する指導及び技術サービス並びにコンサルティング業務 3. コンピュータハードウェア及び通信システムによるネットワークを利用した各種情報提供、各種情報検索、各種ソフトウェア（データベースを含む）の提供サービス業及びその管理 4. コンピュータシステム及びその関連システムの開発、販売、運用、保守、監視業務並びに動作検証サービス 5. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理業務 6. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権利用料の徴収代行業務 7. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 8. 電話回線を利用した自動通報装置の販売及び取付工事業務 9. 防犯、防火、防災及び安全に関する設備機器、システム販売 10. 事務用及び家庭用電気機器の販売 11. 介護用品及び介護機器の販売 12. 医療用具の開発、製造 13. 健康食品の販売 14. 労働者派遣事業 15. 企業診断並びに販売促進、新製品開発計画、投資計画等企業経営一般に関する総合コンサルティング 16. 不動産の賃貸業 17. 雑誌、書籍、その他印刷物の企画、製作及び販売 18. コンピュータソフトウェアのライセンス供与 19. コンピュータソフトウェアの受託開発及び開発支援 20. 携帯機器向け情報サイトの企画・構築及びサイトの運用 21. デジタルコンテンツ及び各種サービスの提供 22. インターネットホームページの企画・制作及びコンサルティング業務 23. コールセンター業務 24. インターネットを利用した各種情報提供サービス 25. 情報通信機器の販売 26. 広告代理店業 27. 通信販売業務

整理番号 ア860004 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 6

徳島市沖浜東三丁目46番地
 株式会社ティエスエスリンク
 会社法人等番号 0107-01-023497

	28. インターネットプロバイダー業 29. コンピュータ・ネットワーク通信を利用した当業者登録・確認（認証）及び電子証明書（電子認証書）の発行代行サービス 30. 前各号の事業を営む企業に対する投資 31. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング業 32. 前各号に附帯又は関連する一切の業務			
発行可能株式総数	98万3000株			
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 39万6809.2株			
資本金の額	金2500万円			
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。			
役員に関する事項	取締役	村口和孝	平成24年6月28日重任	
	取締役	武市智行	平成24年6月28日重任	
	取締役	手嶋伸也	平成24年6月28日重任	
	取締役	藤原洋	平成24年6月28日重任	
		(社外取締役)		
	取締役	徳田俊康	平成26年4月1日就任	
		東京都世田谷区等々力五丁目17番16号 代表取締役 村口和孝	平成24年6月28日重任	
	監査役	中村勝典	平成23年6月29日重任	
	(社外監査役)			
監査役	丸山登	平成25年6月28日重任		

	監査役 山本明彦 (社外監査役)	平成22年6月30日重任
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 10,000個とする。(なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株とする。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、割当株式数について同様の調整を行う。) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式10,000株とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。 各新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記に定める割当株式数を乗じた金額とする。 1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、金1万5800円とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ また、新株予約権発行後、当社が時価(ただし、当社の株式公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす)を下回る価額で新株	

の発行を行う場合（ただし、新株予約権、新株予約権付社債に付された新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の時価}}$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価格の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年1月9日から平成27年1月7日までとする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社が諸般の事情を考慮の上特例をして承認した場合はこの限りでない。

②権利の譲渡、質入その他の処分および相続は認めない。ただし、取締役会で承認した場合はこの限りではない。

③その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が前項に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。ただし、この場合の取得手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

第2回新株予約権

新株予約権の数

1850個とする。（なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。ただし、次項に定める株式の数の調整を行った場合は、割当株式数について同様の調整を行う。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式1850株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、次により決定される1株当りの払込金額に上記に定める割当株式数を乗じた金額とする。
 1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は、金16000円とする。
 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後} \quad \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \text{処分株式数}}$$

行使価額 $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \text{処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
 上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成28年6月30日までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において、当社または当社子会社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社または当社子会社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

本件新株予約権は、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合、また新株予約権の割当を受けた者が前項に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。ただし、この場合の取得手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

取締役会設置会社に関する事項

取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項

監査役設置会社

徳島市沖浜東三丁目46番地
株式会社ティエスエスリンク
会社法人等番号 0107-01-023497

登記記録に関する
事項

平成26年4月1日東京都品川区西五反田一丁目13番7号から本店移転
平成26年4月8日登記

COPY

COPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(徳島地方法務局管轄)

平成26年 4月17日

東京法務局新宿出張所
登記官

石井洋之



整理番号 ア860004

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/6

GUIDE TO BACKGROUND OF CORPORATE CHANGES
AND ASSIGNMENT

U.S. Patent No. 8,423,766 (11/368,601) issued April 6, 2013

I. Past Assignments and Address Changes

(1) In March 2007, the Application was assigned by inventors Akihiro Shimizu & Takasuke Tsuji to:
TRINITY SECURITY SYSTEMS, INC.
1-7-8, HIGASHIKANDA
CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN 101-0031

017616 / 0994 Received: 03/14/2006 Recorded: 03/07/2006 Mailed: 05/15/2006
ASSIGNMENT OF ASSIGNORS INTEREST (SEE DOCUMENT FOR DETAILS).

(2) In May of 2009, a CHANGE OF ADDRESS was filed for Assignor:
TRINITY SECURITY SYSTEMS, INC. with the new address being:

TRINITY SECURITY SYSTEMS, INC.
17-13, AOBADAI 3-CHOME, MEGURO-KU
TOKYO, JAPAN 153-0042

II. Current Mergers, Address Changes and Assignments which are being reported in a single simultaneous recordation, but which occurred step-wise over time.

(3) On April 1, 2014 a merger occurred with TRINITY SECURITY SYSTEMS, INC. Being merged into TSS LINK, Inc. (See a combined total of 12 pages of document including a 2 page translation and 10 pages of "Certificate of All Removed Matters")

(4) Address changes for both parties of the merger.
The surviving company before merger was stated to have a Head Office address of Head Office 1-13-7, Nishigotanda, Shinagawa-ku, Tokyo

The surviving company after merger was stated to have a Head Office address of TSS LINK, Inc., 3-46, Okinohamahigashi, Tokushima-shi, Tokushima

In addition, for record purposes it was recorded that the previous address of TRINITY SECURITY SYSTEMS, INC., which was: 3-17-13Aobadai, Meguro-ku, Tokyo (some variance in address appears, but it is believed that the 3 relates to 3-chome in the original address)

Would be on record as now directed to the Head Office address of
TSS LINK, Inc., 3-46, Okinohamahigashi, Tokushima-shi, Tokushima

- (5) Separate Address Change reported separately for TSS LINK, Inc (See a combined total of 7 pages of document including a 1 page translation and 6 pages of "Certificate of All Historical Matters")

FROM: Head Office 1-13-7, Nishigotanda, Shinagawa-ku, Tokyo
TO Head Office 3-46, Okinohamahigashi, Tokushima-shi, Tokushima

CEO: TSS LINK, Inc.
Mr. Kazutaka MURAGUCHI
5-17-16 Todoroki, Setagaya-ku, Tokyo, Japan

- (6) Current Assignment

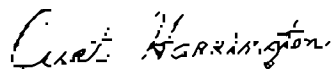
Assignor: TSS LINK, Inc.

Assignee(s): Mr. AKIHIRO SHIMIZU (70%)
c/o Kochi University of technology
185, Tosayamadacho Miyanakuchi,
Kami-shi, Kochi 782 8502 Japan

Kochi University of technology (30%)
185, Tosayamadacho Miyanakuchi,
Kami-shi, Kochi 782 8502 Japan

This guide is supplied as a required guide for complex assignments.

Respectfully Submitted,



Curtis L. Harrington
Attorney for the Applicant
Registration No. 31,456
P.O. Box 91719
Long Beach, CA 90809-1719

(562) 594-9784(phone)
(562) 594-4414(fax)